

「緊急地震速報」 をどこで存知ですか？

「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源や地震の規模（マグニチュード）や各地の震度などを推定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせすることを目的とする情報です。この情報を聞いて、大きな揺れが伝わる前に防災行動をとることにより、地震による被害の軽減が期待されます。しかし緊急地震速報は、情報の提供後大きな揺れが伝わるまでの時間が長い場合でも数十秒程度であり、以下のような技術的な限界があります。

- ① 震源に近いところでは、情報の提供が大きな揺れの到達に間に合わない場合がある。
- ② 震源、マグニチュード、震度などの推定の精度が十分でない場合がある。
- ③ まれではあるが、機器の障害などにより誤報が発信されるおそれがある。

気象庁では、緊急地震速報の提供に伴う事故や混乱を防止しつつ、地震による被害を少しでも軽減するため、平成18年8月1日から観測点においても緊急地震速報を混乱なく利用できる分野への先行的な情報提供を開始しました。

気象庁では今後、関係機関と協力して、テレビ・ラジオなどで放送していただく際の具体的な表現や、住民のみなさまが緊急地震速報を受信したときにどのような行動をとるべきかという「心構え」などについて検討を進め、これらについて十分な周知・広報を行った上で、平成19年中にも広く一般への情報提供を開始することを計画しています。

※緊急地震速報の詳細などについては、気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp>) をご覧ください。

●問い合わせ先
青森地方気象台防災業務課
電話 017-741-7413

それは地震からあなたを守る
新しい情報です

3月25日(日)午前9時43分に、鹿児島県沖でマグニチュード7.1の地震が発生しました。わたしたちの地域でも、このような大きな地震がいつ起こっても不思議ではありません。地震による被害を最小限にするためにも、これからは「緊急地震速報」による情報提供が重要になってきます。

気象庁